

日本丸メモリアルパークプレゼンテーションルーム（多目的ルーム） 貸出事務取扱要綱

制 定 令和5年10月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）別表第3日本丸メモリアルパークの項に掲げる港湾施設（以下「港湾施設」という。）について、条例第4条及び横浜市港湾施設条例施行規則（平成31年2月横浜市規則第6号。以下「規則」という。）第3条に規定する使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可）

第2条 日本丸メモリアルパークプレゼンテーションルーム（多目的ルーム）（以下「プレゼンテーションルーム」という。）は、日本丸メモリアルパーク内で開催されるセミナー、会議、及び趣味・サークルの発表会等の各種事業に要する施設として、次項の規程により、これを一般の団体等の使用に供するものとする。

2 プレゼンテーションルームを使用しようとする者は、公益財団法人帆船日本丸記念財団（以下「財団」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に該当しないこととする。

- (1) 内容が公序良俗に反するもの
- (2) 宗教の布教目的のためであるもの
- (3) 長期にわたり利用するもの
- (4) 横浜市港湾施設条例及び関係法令に違反する場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び関係法令に抵触する場合
- (6) 特定の政党等を支援する活動目的での利用
- (7) 設置物を損壊する恐れのある利用
- (8) 館内に影響がある音量による音出し、及び臭気等を伴うもの
- (9) 無断キャンセル及び他人へのなりすまし等の不正が発覚した場合
- (10) その他財団で管理上支障があると判断される場合

（使用時間等）

第3条 使用時間及び休館日は、次のとおりとする。

- (1) 使用時間は、午前9時から午後10時までとし、使用の準備に要する時間、使用後の片付け等の時間をこの中に含むものとする。ただし、これ以外の時間の使用の申出があった場合は、別途財団と協議を行い決定する。
- (2) プレゼンテーションルームが使用できない日は、帆船日本丸及び横浜みなと博物館が共に休館する日、及び財団が自ら使用する日とする。

（使用料金等）

第4条 使用料金は、別表1のとおりとする。当初の利用時間を超過した場合は、その超過時間分を別表に準じて1時間単位で請求するものとする。

（使用料金の支払方法）

第5条 使用料金の支払は、現金又は財団が指定する預金口座への振込みの方法とする。

- 2 前項の使用料金の支払期限は、使用日の前日（使用日が連続する場合は、最初の使用日の前日）までとする。ただし、財団がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。
- 3 現金で支払う場合は、午前9時から午後5時までに事務所にて支払うものとする。

（使用料金の返還）

第6条 条例第24条第3項において準用する同条例第20条ただし書の規定により使用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用を許可された者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない事由により使用することができない場合 全額
- (2) 使用日の2か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金の全額
- (3) 使用日の1か月前の応当日の前日までに使用料金の返還の申請があった場合 使用料金に100分の70を乗じて得た額
- (4) 使用日の16日前までに使用料金の返還の申請があった場合使用料金に100分の40を乗じて得た額

（申請書類）

第7条 利用許可申請に必要な書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) プレゼンテーションルーム（多目的ルーム）使用許可申請書
- (2) 財団が必要と認める書類
- (3) 駐車場を使用する場合は、緑地内行為（駐車）許可申請書
- (4) 撮影を行う場合は、日本丸メモリアルパーク撮影取扱要綱（平成12年4月1日）第5条第1号に定める緑地内行為（撮影）許可申請書

（使用許可申請）

第8条 使用許可申請については、使用希望日の6か月前の応当日から受付けるものとする。申請時間は、財団が指定する日を除く午前9時から午後5時までとする。

- 2 6か月前の応当日が存在しない場合は、その前日からとする。
- 3 使用日が連続する場合は、最初の使用日の6か月前の応当日から受付を開始する。
- 4 連続して使用できる期間は原則14日以内とする。ただし、初日は午後9時（または午後10時）まで、2日目以降は最終日を除き午前9時から午後9時（または午後10時）まで連続の利用を原則とする。

（使用料の減免）

第9条 使用料が減免される場合は次の各号のとおりとする。

- (1) 財団が主催又は共催で行う行事・事業に伴うもの及び財団が特に認める行事・事業に伴うもの
 - (2) 横浜市港湾局から減免の依頼があり、財団が認めるもの
 - (3) 財団の協力団体等が使用する場で、財団の事業に貢献することが認められるもの
- 2 減免の率は、実施内容により100分の50から100分の100までとする。

（使用許可の取り消し等）

第10条 財団は、次のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消し、若しくはこれ

を変更し、又はその他の必要な措置を講ずることができる。

- (1) 第2条2項の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該許可の申請に不正があったとき。
- (3) 指定の期間内に利用料金を納付しないとき。
- (4) 条例又は条例の規定による命令に違反したとき。
- (5) 条例に基づく許可の条件に違反したとき。

2 前項の場合において、既納の使用料金は返還しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プレゼンテーションルームの貸出に当たっての必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

【プレゼンテーションルーム使用料金】

時 間 帯			
9:00～11:30	12:00～14:30	15:00～17:30	18:00～21:00
17,750 円	17,750 円	18,500 円	25,800 円

注1 定員目安40名

注2 各時間枠の準備作業を30分設けるため、最終時間枠(18:00～21:00)を除いて各時間枠の貸出時間を2時間30分とする。但し、複数の時間枠を継続して使用する場合は、最後の枠の30分を作業時間とする。

注3 万が一、予約時間帯を超過した場合は、17:00まで7,100円/1時間、17:00以降、8,600円/1時間とする。

注) 使用料金にはメインスペース(55㎡)、バックヤード(31㎡)の他に設備・備品*を含む。但し、ドライヤーや電気ポットなど電源容量が大きい物品を使用する場合は、事前にご相談および別途料金が必要。

※設備・備品の内訳

- ◆100V コンセント 2[□]コンセント×8カ所
- ◆一人用机と椅子 40セット
- ◆長机 4脚
- ◆冷凍冷蔵庫 1台
- ◆水栓及びIHクッキングヒーター付シンク 1台
- ◆ピクチャーレール 1式
- ◆ホワイトボード(ボードマーカーなし) 1台

プレゼンテーションルームの使用時における貸出機材の運用について

制 定 令和7年4月1日

プレゼンテーションルームの使用時における貸出機材の名称と使用料金は、下表のとおりとする。

【貸出機材の使用料金】

機材名	料金(税込)
ワイヤレスマイクセット（2本）	2,100 円
65 インチモニター (ブルーレイ/DVD プレーヤー、HDMI ケーブル付、外付けスピーカーセット)	5,100 円
司会台のみ ※ワイヤレスマイクセットの申込必須	1,100 円
ホワイトボードマーカー（購入）	110 円
延長コード（5 m）	210 円
延長コード（10 m）	330 円
電源（電源容量が大きい物品を使用する場合）	550 円